

## 東庄町脱炭素化のための住宅用設備等設置補助金 交付までの基本的な流れ



|   |                   |  |
|---|-------------------|--|
| 1 | 交付申請<br>【申請者→町】   | 交付申請書(様式第1号)と添付書類を <b>工事着工前</b> に町民課 生活環境係へ提出して下さい。          |
| ↓ |                   |  |
| 2 | 交付決定<br>【町→申請者】   | 申請書受理後、内容を確認して不備等なければ、申請者へ交付決定通知を郵送します(1~2週間以内)。             |
| ↓ |                   |  |
| 3 | 工事着工<br>【工事業者】    | <b>交付決定通知書の日付以降より着工可能</b> です。                                |
| ↓ |                   |  |
| 4 | 工事完了<br>【工事業者】    | 工事完了日から <b>30日以内もしくは令和9年2月末日までのいずれか早い日</b> までに実績報告書を提出して下さい。 |
| ↓ |                   |  |
| 5 | 実績報告<br>【申請者→町】   | 実績報告書(様式第6号)と添付書類を町民課 生活環境係へ提出して下さい。不備等なければ、その後完了検査を行います。    |
| ↓ |                   |  |
| 6 | 完了検査<br>【申請者・町】   | 申請者立ち合いのもと、町職員が現地にて検査します。完了検査は10分程度かかります。事前に申請者と日程調整を行います。   |
| ↓ |                   |  |
| 7 | 交付額の決定<br>【町→申請者】 | 申請者へ額の確定通知を郵送します。  |
| ↓ |                   |  |
| 8 | 補助金交付<br>【町→申請者】  | 請求書(様式第8号)に記載された申請者の振込先に補助金を振込みします。                          |